平成２７年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市有楽町１番６号　ディアスＢ－102
債務者　奥村　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８６号
神戸市西区竹の台６丁目６番地３－804号
債務者　籃谷　仁一
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
北九州市門司区清見３丁目２番１－211号
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７９号
福井県坂井市春江町上小森第１号６番地25、旧住所福井市森田新保町第４号36番地　Ｓｔｅｌｌａ Ｖ201
債務者　寺井　幸代
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県坂戸市大字石井2874番地13　レイハウス202号室、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（３－205）
債務者　松木　信博
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下永吉純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県直方市大字山部407番地９　２号
債務者　隅川小百合
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第６５９号
埼玉県川口市大字峯313番地の９
債務者　西出　智子（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６１号
札幌市北区新琴似９条13丁目２番６号
債務者　瀬川　則章
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３４号
愛知県小牧市大字二重堀181番地３　第２ミズノハイツ209号
債務者　加藤　真司
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１４号
静岡市葵区籠上17番７－302号
債務者　江崎　嘉明
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　祐生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
長崎県佐世保市広田４丁目10番７－204号、前住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷106番地９
債務者　浦　　末男
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県姶良市松原町１丁目22番地５　レオパレス紫陽花204号
債務者　重田　　修
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９３号
山形県天童市駅西４丁目２番10号　ハイツ佳園　５号
債務者　原田　幸悦
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８９号
愛知県岡崎市緑丘１丁目12番地　ロイヤルパーク緑丘402
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目2980番地の164佐野ビル205
債務者　半沢　礼子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４３号
埼玉県熊谷市大原４丁目６番５号
債務者　田島　　悟
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６１号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地３　マンションＹＯＴＵＩ201
債務者　平館美由紀
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係